

## 令和4年6月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要

日時 令和4年 7月 5日(火) 開会 午前10時 1分  
閉会 午前11時43分

場所 第8委員会室

出席委員 日下部伸三委員長  
権守幸男副委員長  
小川直志委員、逢澤圭一郎委員、宮崎吾一委員、藤井健志委員、  
浅井明委員、柿沼貴志委員、醍醐清委員、西山淳次委員、山本正乃委員、  
秋山もえ委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部]  
北田健夫県土整備部長、山科昭宏県土整備部副部長、  
水草浩一参事兼河川砂防課長、長谷部進一河川環境課長、  
飯塚雅彦県土整備政策課政策幹、樋口悟史県土整備政策課調整幹  
[危機管理防災部]  
澁澤陽平危機管理防災部副部長、小沢きよみ災害対策課長、  
齋藤美久危機管理課調整幹  
[都市整備部]  
小島茂都市計画課長、小島孝文市街地整備課長、山田暁子建築安全課長  
[下水道局]  
伊田恒弘下水道局長、岸田秀参事兼下水道事業課長

### 会議に付した事件

災害に強い県土づくりについて

### 逢澤委員

- 1 樹木や堆積土砂の撤去をしっかりと進める必要がある。毎年どの程度実施しているのか。
- 2 行田市で行っている校庭貯留・田んぼダムについて、活用に当たって県と市・教育委員会、田んぼについては個人と、どのような連携を行っているか。また、効果はどの程度あるのか。

### 河川環境課長

- 1 緊急浚渫推進事業では、令和2年度は34河川42か所で約20億円、令和3年度は46河川63か所で約31億円の事業を実施している。

### 参事兼河川砂防課長

- 2 まず、関係者との連携について、令和元年東日本台風によって被害を受けた忍川流域は、再度災害防止のため河川管理者と流域が一体となって短期間で治水対策を講じることとしている。治水対策に当たり、河川管理者が実施する河道拡幅や調節池整備に加え、行田市と協議を重ね、流域対策として行田市が校庭貯留や田んぼダムの整備を実施している。具体的には、令和3年4月に発足した行田市忍川治水対策連絡協議会で調整を図ることとしており、行田市のほかにはJAや農業委員会、元荒川上流土地改良区、農家の皆様、市立小学校4校の協力をいただいている。また、田んぼダム等の効果について、田んぼや校庭に降った雨を貯留することで忍川に流れ込む水の量を抑制するものだが、先進県である新潟県の事例を調査し、我々としても定量的な評価をしっかりと把握して事業に生かしていくことをしないと地元の協力を得られないと考える。田んぼダムの場合には、水が張ってある時期と稲を刈った後では、たまる量が違うので、どのように貯まるのかというところは新潟県の事例を今後の検討課題として把握していきたい。

### 逢澤委員

- 1 管理を適切に行うことが大事である。樹木や堆積土砂の撤去を実施するに当たっての数値的な基準などはあるか。
- 2 田んぼダムは、今はまだ始めたばかりで効果が分からないということか。

### 河川環境課長

- 1 毎年、河道の点検を実施している。詳細点検は5年に1回実施している。点検の中で堆積状況等を踏まえながら、優先順位を付けて浚渫等を実施している。

### 参事兼河川砂防課長

- 2 田んぼダムの現状は、先進的な事例でもあり研究ベースの情報しかない。新潟県の先進事例はあるが、作付けの状況やタイミングは県によって違うはずなので、文献等を調べたりしながら手法を勉強していきたい。

### 逢澤委員

ゲリラ豪雨等も多く、内水対策を行っていかなければならない。そういった中で、校庭を使うのは良いことだと思うので、市町村と連携しながら広げていってほしい。校庭や田んぼを使う際に、例えば、翌日に大雨が降ることが分かっている状況で、どのように学校や田んぼの所有者に連絡して使える状態にするのか。

### 参事兼河川砂防課長

田んぼダムも校庭貯留も、田んぼや校庭の排水口を少し絞らせてもらう形である。10入ったら10出ていくところを、絞ることで10のうち3をためるといったものである。このため、調整量は作った口の大きさに決まることから、降った際に調整するものではない。

### 逢澤委員

校庭貯留については、校庭の下に何かを造っているわけではないのか。

### 参事兼河川砂防課長

県の雨水条例では、施設を造った際には調整池等を設置してもらっているが、校庭貯留はそれとは異なり、校庭そのものを小さな壁で囲い、巨大な水たまりとして使わせてもらうものであり、条例に基づく貯留浸透施設とは別物である。

### 山本委員

川の防災情報ウェブサイトについて、令和元年東日本台風ではアクセスが集中し、一時情報が得られないという状況もあった。リニューアルしたウェブサイトではどのような改善を行ったか。また、SNSなどとの連携状況について伺う。

### 参事兼河川砂防課長

令和元年東日本台風では1日で380,000件のアクセスがあった。それに対し、リニューアルしたウェブサイトではCDNすなわちコンテンツ・デリバリー・ネットワークというサーバーの負荷を下げる機能を導入し、1時間当たり400,000件の処理能力に高めている。また、県では、川の防災情報メールやまいたま防災アプリで災害や河川に関する情報を配信している。

### 山本委員

現在、ホームページと連携しているツイッターのフォロワーは74人、フェイスブックの登録者は10人しかいない。もっと周知すべきではないか。

### 参事兼河川砂防課長

これまでSNSも活用した情報周知を図ってきたが、実際にはその運営管理に手間やコストを要しており、御指摘のとおりSNSの活用状況は不十分なところである。一方で、排水機場のポンプ稼働状況を周辺に知らせるランプを現地に設置するといった、より地元の住民に対する効果的な情報提供方法を考え、工夫もしている。今後は、SNSに限らず様々な工夫や手段を含め、限られた職員・予算の中で、より効果的な情報発信手段の在り方を整理していきたい。

## 小川委員

- 1 現状、台風の備えをどのような形で年々進めているのか伺う。
- 2 国が進める越辺川遊水地の例では、国の事業に県の関与がないように感じられる。県としてはどのように関わっているのか。

## 参事兼河川砂防課長

- 1 令和元年東日本台風において、県管理河川では2河川2か所で破堤し、31河川57か所でいっ水・越水が起きた。再度災害防止として、令和元年東日本台風能耐え得るような対策を実施し、具体的には「県土強靱化緊急治水対策プロジェクト」が全ての箇所ですべて完了している。一方、ソフト対策として、川の防災情報ウェブサイトにおいて、令和元年東日本台風と同じアクセス数にも耐えられる対策を講じている。
- 2 治水事業は上下流バランス、左右岸バランスが重要であり、流域全体をふかんしながら、国、県及び地元自治体が整備計画を策定し、整合を図りながら河川施設の整備を進めている。入間川流域では「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」として、国がプロジェクトを立ち上げて河道掘削、堤防整備、遊水地整備等事業を行っている。県としては、気候変動に伴う豪雨の激甚化、頻発化といった中、本プロジェクトで実施する治水事業、いわゆる流域治水が、県民の安全・安心を確保する上で極めて重要であると認識している。今後とも流域治水を担う一組織として、国の流域治水プロジェクトに参加していく。遊水地計画は現在、国が河川管理者としての施策を進めているところなので、流域治水としての展開が始まったところで、県が関わっていく。

## 小川委員

国の事業である遊水地だが、それにより支流等に影響が出ることも心配されている。計画段階から県が関わっていくべきではないか。

## 参事兼河川砂防課長

遊水地計画の形や場所が決まれば、整備により浸水が生じないようになど、しっかりと申し入れしていく。そのほか、遊水地の上流域は県が管理する区間である。都幾川、九十九川、葛川及び飯盛川では、県でも下流に負荷を掛けないよう調節池や排水ポンプの整備を粛々と進めていく。

## 小川委員

設計が出来上がってからでは、変更を求めることはできない。計画段階から内容を理解し、意見を言うなど県として関わるべきではないか。

## 参事兼河川砂防課長

入間川流域緊急治水対策プロジェクトは三位一体の事業として位置付けられており、県はその立上げ当時から関わっている。国は、遊水地を含め河川整備計画に位置付けられている施設について、県を含む地元への意見照会、パブリックコメントで住民への意見聴取もしている。現在は詳細を決める段階で、地元調整をしている。県としては、国に対し、地元にはしっかりと御理解いただくよう説明をお願いしたいと申し入れている。

## 宮崎委員

- 1 河川の樹木・堆積土砂の撤去について、どの程度の量のごみとして出ているのか。ま

- た、その処分についてどのように管理しており、費用はどのように見込んでいるか。
- 2 川の防災情報ウェブサイトのリニューアルに際し、県民にどのように周知したか。令和元年東日本台風時の380,000件のアクセスは、どのような経路でアクセスがあったのか把握しているか。
  - 3 排水機場の耐震化工事は、いつ完了するのか。また、どのくらいの震度に耐えられるように補強しているのか。

#### 河川環境課長

- 1 令和2年度と令和3年度で約300,000立方メートルの土砂を撤去したと整理している。25メートルプールで約900杯分である。土砂については公共事業等の工事間利用で有効活用を図っている。
- 3 設計は完了しており、令和8年度末までを目途に耐震化を進めている。耐えられる震度はレベル2地震動という目標値であり、おおむね震度6強から震度7程度に耐え得る補強を行っている。

#### 参事兼河川砂防課長

- 2 リニューアルに際し、県のウェブサイトや県政ニュース、ツイッターへの掲載や、5月31日の知事記者会見で周知を行った。380,000件のアクセス元については、当時集計する機能を有していなかったため不明である。Yahoo!など検索サイトから閲覧できる状況ではあった。

#### 宮崎委員

- 1 どのくらいの割合で公共事業等に活用しているか把握できているのか。水を含んだ土砂をどのように活用可能な土にしているのか。
- 2 リニューアルしたウェブサイトではアクセス元についてどのように考えているか。Yahoo!と連携した方がよいと考えるがどうか。
- 3 排水機場17か所のうち6か所は令和8年までに耐震化完了予定で、その他は未定ということか。

#### 河川環境課長

- 1 廃棄物として処分することは少なく、公共事業等の工事間利用で有効活用する仕組みができており、ほとんどは活用を図れている状況である。土砂の水分量が多いことについては、仮置きし水を抜いたり、石灰で改良したりするなど現場で様々な工夫をすることにより、有効活用に努めている。
- 3 着手している6か所のうち2か所は今年度中に完了する予定である。その他についても令和8年度末までを目途に耐震化を進めている。

#### 参事兼河川砂防課長

- 2 平成29年9月からヤフー株式会社と包括連携協定を結んでおり、「Yahoo!天気・災害」というウェブサイトに監視カメラ画像などが表示されるようになっている。今後も県民がより使いやすくなるよう検索サイト掲載方法や連携方法を検討していく。

#### 柿沼委員

- 1 河川の浚渫で沿道の舗装にクラックが入る場合もあるが、どのような対策を行っている

るのか。また、河川管理者と道路管理者のどちらが対応するのか。

- 2 下忍調節池について、地元の説明会で工程表が示されていたが、用地取得等は工程表どおりに進んでいるのか。また、田んぼの水路が用地取得の範囲に入っていなかった。田んぼがなくなったのに水路が残ると、土地の管理者が草刈りを行わなければならない等の問題が出てくるが、どのように対応するのか。
- 3 行田中学校には防災倉庫があったが、令和元年東日本台風の際には水に漬かってしまった。避難所になっているがエントランスにも行けない状態で、地域の人たちは不安がっている。校庭貯留を行う場合は、市民への周知はどの程度まで行っているのか。

#### **河川環境課長**

- 1 浚渫をする際は周辺への影響に配慮し実施している。川の中の状況は分からない部分もあり、一般論になるが、河川が原因でクラックが発生していれば、河川管理者で対応していく。今回の忍川の箇所もパラペットの変位が確認されたため、河川管理者で緊急対応を行った。周辺でもクラックがある状況も伺っているので、地質の調査を進め、対策を検討していく。

#### **参事兼河川砂防課長**

- 2 下忍調節池の工程は、予定どおり進捗している。昨年度から、調節池の設計をしている。今後詳細設計を実施することとなるが、地元の迷惑とならないよう、用水路の取扱いについて、設計を実施する県土整備事務所を通じてよく調整をしていきたい。
- 3 行田中学校は、行田市が実施する校庭貯留には入っていない。市内の忍小学校、南小学校、西小学校、泉小学校の4校で整備予定と伺っている。4校の整備を実施するのは市であり、市にしっかりと周知をお願いしていきたいと考えている。

#### **藤井委員**

水位計や監視カメラの設置状況は現状で充足しているのか、それとも不足しているのか。

#### **参事兼河川砂防課長**

水位計について、水防法などで定められている箇所に関しては設置済みであり、水防法で定めのない箇所については、地元の要望も踏まえながら河川管理者として必要な箇所に設置した。監視カメラについては、法で定めがないため、河川管理者判断で地元の皆様の避難に役立つ箇所に設置した。令和元年東日本台風を契機に、大幅に設置数を増やせたことから、現状で必要な箇所は設置できていると考えている。

#### **藤井委員**

設置が必要な全体の箇所に対して、現在どの程度充足できているかといった整理はしているか。

#### **参事兼河川砂防課長**

現状では河川管理者として必要な箇所は設置できている。ただし、今後、地元から要望があった場合、維持管理費なども考慮しながら、河川管理上必要と思われる箇所については設置の検討を行っていきたい。

## 浅井委員

- 1 調節池の場所を決定する場合、どのような手順と手続で決めているのか。また、それは県が決めているのか。
- 2 田んぼダム機能に関して平成29年9月に私が行った一般質問では、一時的に降雨を貯留することで雨水の流出を抑制し、洪水を緩和するという答弁であった。ただ、課題として、これは農家の方の田んぼであり、例えば、秋の米の収穫期に水を貯める際など課題が幾つかあると思う。そこで、関係する市町村や土地改良区、農家などとの十分な意見交換、検討が必要であるということも課題であると思うがどうか。

## 参事兼河川砂防課長

- 1 調節池は河川管理者が設置するものである。河川整備計画にしっかりと位置付けした上で、河川管理者として整備する。河川整備計画の策定は、河川管理者である県が素案を作成した上で、関係自治体への照会、パブリックコメントによる縦覧、国に対しての変更手続、有識者委員会からの意見を踏まえた上で整備計画を策定する。河川整備計画は、おおむね30年間で実施すべき内容となっており、ここで位置付けた調節池等を整備していくのが一般的である。
- 2 田んぼダムの実施に当たっては、新潟県の先進事例でも同様であるが、農家の協力があるものと認識している。そのため、農作物に被害の生じない深さや時間で排水口の大きさを決めている。河川管理者若しくは市が勝手に田んぼダムに指定しているものではない。農家の協力がある初めて設置ができるものであるため、農業委員会や土地改良区、農家の方々としっかりと議論して、協力いただけるところから順次実施していく。

## 浅井委員

- 1 年々、線状降水帯などの大雨が発生する中で、水害に関心のある人が調節池の必要性を認知してきている。地域や自治体から水害に関して声があったときは、県が国や市との調整を行い、対応してくれるのか。
- 2 田んぼダムについて、農家の方々も治水や水害に関心があるので、意見交換等の話が地域の農家の人たちから出てきたら、県が直接話を聴くような体制は考えるのか。

## 参事兼河川砂防課長

- 1 河川整備計画策定時には、住民からの意見を聴取し、しっかりと反映させている。河川整備計画で整備内容として定める調節池は、その位置や大きさを変えてしまうとそれまでの検討や手続が振り出しに戻ってしまう。詳細設計の中で具体的に検討するものに限られてしまうが、調節池の形状等の細かい話は、工事着手前の地元説明会で地元住民への周知、意見聴取を行っていきながらしっかりと対応していく。
- 2 地元の協力があるということと、まだ始まったばかりの事業で、どのくらいの効果があるのか、どのくらいの害が土地所有者にあるのかも分からないところもある。他の事例なども参考に、少しずつ実践して知見や経験を積みながら、悪影響が発生しないよう進めていきたいと考えている。

## 浅井委員

下流の方が水害リスクが高い。かつて水害にあった地域の人の声に対し、県としてしっかり考えてくれるのか。

### 参事兼河川砂防課長

河川整備計画には、河川の歴史も記載している。また、河川整備計画で定めた計画降雨を超え、災害が発生した場合は、整備計画の見直しの検討をする。見直しの際は、その災害を知見として残し、それを踏まえた上で地元意見も反映させた施設計画を作成することとなる。

### 浅井委員

埼玉の治水は、江戸時代からの江戸を守るための治水が原点と思っている。下流に流せれば埼玉県の水害は減らせるが、江戸を守るための対策が400年続いている状況であり、調節池を作っていくことが必要であるということを申し添える。(意見)

### 秋山委員

- 1 平成27年台風第11号や令和元年東日本台風で氾濫が発生した江川の水害対策について、早期の河川整備が必要だが、河川整備計画の策定状況はどうなっているか。
- 2 宮下樋管の改築や、排水機場の設置予定はどうなっているか。
- 3 国が荒川の上尾市平方地区で整備を進める小堤防の完成する時期はいつか。また、本堤防の建設に向けた住民への説明状況や補償の説明状況、本堤防の完成時期について把握しているか。
- 4 伊奈町の綾瀬川の浚渫について、令和元年東日本台風では床下浸水があった。浚渫の効果をどう考えているか。

### 参事兼河川砂防課長

- 1 江川では平成27年台風第11号を受け、緊急的な対応として、河道の土砂掘削や上流部の調節地の整備を進めている。その後、令和元年東日本台風でも被害を受け、令和2年の河川整備計画策定専門会議において、現行の河川整備計画を変更するよう提言があったため、江川は河川整備計画を変更する河川として位置付けている。現在、河川整備計画の変更に向けて検討中である。
- 2 宮下樋管や排水機場は、排水先となる荒川を管理する国土交通省と調整が必要になってくるので、河川整備計画の変更と併せて、今後協議を行っていく。
- 3 当該箇所は、昨年9月に小堤が崩れ、現在、河道内の土砂撤去作業を行っている。国土交通省からは、今後低水護岸の整備を行った後に、小堤防整備を進めると聞いている。具体的な時期までは聞いていないが、国土交通省のウェブページの中では令和5年以降に整備すると記載されている。住民への説明として、令和3年12月19日に堤防整備事業に関する説明会を実施し、国は、小堤防完成後に用地交渉の進捗に合わせて本堤防工事を実施していきたいと説明している。用地補償については、令和4年3月13日に説明会を行い、現在権利者の方と個別協議を行っているという聞いている。

### 河川環境課長

- 4 綾瀬川では上流と東北自動車道下流で浚渫を実施した。昨年度、約5キロメートルの延長で、約2,400立方メートルの土砂の撤去を行った。効果を定量的に表現することは難しいが、堆積していた土砂を撤去したことで、確実に流れは良くなり、リスクは低減する。



## **秋山委員**

江川の河川整備計画の変更は、いつまでに行う想定で作業を進めているか。

## **参事兼河川砂防課長**

上流で進めている調節池は、現在の整備計画に位置付けられている。河川整備計画の変更は、新しい施設等を造る前までに変更されている必要があるものの、今のところ明確な期限はない。しかし、令和元年東日本台風で被災していること、法定の河川整備計画策定専門会議から提言を受けていることから、検討が進み次第速やかな変更を考えている。